

仕様書

1 件名

世界自然遺産を活用した観光振興に係る商談会の実施委託

2 委託期間

契約締結の翌日から平成 32 年 3 月 24 日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

4 委託業務の目的

世界自然遺産登録地を持つ地方自治体が連携し、東京及び大阪を含む国内 3 か所において現地旅行会社等を対象とした商談会を合同で実施することにより、東京と日本各地への旅行者誘致促進を図ることを目的とする。

なお、実施にあたっては、関係自治体と下記の協議会を設置し、合意形成をしながら運営するものとする。

世界自然遺産を活用した観光振興事業推進協議会（仮称）

構成員：北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、東京都（予定）

5 定義

本仕様書で使用する「5 都道県」とは、北海道、青森県、秋田県、鹿児島県及び東京都をいう。「世界自然遺産」とは、知床、白神山地、屋久島及び小笠原諸島をいう。

6 委託業務の内容

(1) 商談会の企画・実施

5 都道県の共通テーマである「世界自然遺産」のブランドイメージを十分に活用し、統一感を持たせた形で PR することを目的に、以下アからエに基づき、商談会（セミナー含む）を企画・実施すること。事前に財団と十分協議の上で、決定すること。

ア セミナー及び商談会概要

(ア) 対象者 : 世界自然遺産を活用した国内外向け商品造成に意欲的な旅行会社等（各地 20 社 40 人程度）

(イ) 開催場所 : 東京及び大阪を含む国内 3 か所（各地 60 人程度収容出来る会場とする）

ただし、大阪に関しては、「ツーリズム EXPO ジャパン 2019」の開催場所（インテックス大阪）内もしくは近隣とし、都内及びその他の開催場所については効果的と判断できる場所について具体的に提案すること。）

- (ウ) 開催時期 : 平成 31 年 9 月～11 月頃の期間中の旅行会社等が参加しやすい曜日・時間（大阪に関しては、「ツーリズム EXPO ジャパン 2019」の開催期間（平成 31 年 10 月 24 日から 27 日）中もしくはその前後とすること。）
- (エ) 開催期間 : 各地半日間から 1 日間（セミナーは 1 時間程度、商談会は 2 時間程度とすること。セミナーは商談会に先んじて実施すること。）
- (オ) 回数 : 計 3 回（東京及び大阪、その他にて各 1 回）

イ 商談会開催に係る調整・運営等について

- (ア) 商談会の企画立案（会場手配、運営方法、設営・装飾、進行管理等）を行うこと。
- (イ) 旅行会社等の募集に関する事項（募集、案内状送付、連絡調整等）を行うこと。
- (ウ) 商談会のセラー（プレゼンター）として、5 都道府県より現地観光関係職員（関係自治体職員・観光協会職員等）を招請すること。更に、必要に応じてガイド等、現地の観光従事者も各 2 名程度招請すること。なお、現地の観光従事者の選定については、財団及び 5 都道府県が協議の上、決定する。自治体以外の観光協会職員等各 2 名及び現地の観光従事者については交通費・宿泊費・食事費用等を計上すること。
- (エ) 出席者名簿、タイムスケジュール、会場レイアウト図、その他スムーズな運営に必要な資料を作成すること。
- (オ) 商談会概要のプログラムを作成し、旅行会社等に配布すること。
- (カ) 商談会における総合司会進行を 1 名及びその他適切な数の運営スタッフの手配を行うこと。
- (キ) 5 都道府県からポスターやパンフレット等、世界自然遺産の PR に役立つツールを提供してもらえるよう調整すること。提供されたツールは、会場内に設置及び来場者に配布すること。なお、ツールの輸送費用は、各 5 都道府県の負担とする。
- (ク) 商談会・セミナー実施の事前調整のため、5 都道府県現地観光関係職

員の打合せの場を設定すること（WEB 会議やテレビ会議等の遠隔会議方式等も想定）。

ウ セミナーについて

以下（ア）から（エ）に基づいて実施すること。

- （ア）プレゼンター : 5 都道府県の現地観光関係職員
- （イ）時間 : 全体で 1 時間程度（各自然遺産 15 分程度）
- （ウ）内容 : 世界自然遺産の価値や各自然遺産の特徴、各地の広域観光の魅力、アクセス方法、旅行商品造成のポイント、商品造成のメリット等をアピールする内容とすること。
- （エ）機器 : プレゼン用のパソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク、アンプ、スピーカー等の必要な機器を用意すること。

エ 商品造成のメリットについて

参加した旅行会社等に、「世界自然遺産」のブランドイメージを十分に活用し、積極的に商品造成に取り組んでもらえるよう、「世界自然遺産」という 4 つの自然遺産の共通の価値・プレミアム感を感じられる商品造成を促すための方策を提案すること。

<実施例>

- ・ 現地レンジャーとの連携による利用調整地区への立ち入り
- ・ スタディツアーの企画・実施
- ・ 広告宣伝枠の確保（造成された商品を優先的に掲載し紹介する）
- ・ 商品・サービス購入特典等

オ 造成目標の設定について

事業効果を把握するため、以下の項目に基づき目標設定を行うこと。

- （ア）アウトプット成果指標「参加人数、商談件数」
- （イ）アウトカム成果指標「造成ツアー本数（催行したツアーについては送客数含む）、造成中ツアー本数（企画段階のツアー含む）」
※造成ツアー本数については、上記エとの関連を示した上で提案すること。

（2）アンケート調査の実施・集計・分析について

- ア 商談会において、参加者（旅行会社等・5 都道府県側の観光関係従事者等）

を対象とし、事業の評価及び意見等を把握するためのアンケートを作成すること。

イ アンケートの実施・集計後、分析結果（今後の観光客増加に向けた資料となるもの）を速やかに報告すること。

(3) 事業のフォローアップ及び事業効果の把握等について

ア 事業効果を把握するための測定（調査）方法の提案及び実施。

イ (1) オの成果指標項目に関する実施状況等を調査・報告すること
(PR・造成されたことが分かる書類の入手も含む)。

7 業務運営にあたっての留意点

(1) 事業実施に際しての管理監督者を含めた社内外組織・団体との連携体制について記載すること。

(2) 本委託を効率的かつ効果的に履行するため、実施体制を明確化し、パートナー会社等を含め、体制管理を徹底すること。

(3) 情報収集等により得られた有益と思われる内容は適宜財団に提案すること。

(4) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、事業遂行において生じた疑義については財団とよく協議・調整しながら進行すること。

(5) 安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとり得る対応等を含む）を可能な限り詳細に記載すること。

(6) 商談会の実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応出来るよう想定すること。

(7) 業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

8 実施報告結果

受託者は、全ての工程終了後に、全体（「6 委託業務の内容」の内容）をまとめ、以下(1), (2)を作成して提出すること。内容や体裁については、財団と協議の上、決定すること。

(1) 報告書 10部

原則として、Microsoft Office (A4版、横書きカラー)で作成すること。
内容や体裁等については、財団と協議の上、決定すること。

(2) 報告書類の電子データ一式 (CD-R等) 2部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または
「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

データについては、全ファイルウィルスチェックの上、CD-R等に保存す

ること。また、オリジナルデータの他、PDF形式のファイルも作成し提出すること。

9 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についても委託者のものとなるよう手配すること。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）、（2）、（3）及び（4）の規定は、10により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10 支払方法

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理の

ために必要な措置を講じなければならない。

13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

14 その他

- (1) 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (2) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (5) この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、この仕様書の他、別紙2「電子情報書類委託に係る標準特記仕様書」に定める内容に従うこと。

15 連絡先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課
電話 03-5579-2682
FAX 03-5579-8785